

『真宗法彙』の出版経緯と聖教蔵板の意義

万 波 寿 子

はじめに

『真宗法彙』一巻は、江戸中後期に刊行された浄土真宗の聖教集と言い得る。ただし、極めて短編の聖教ばかりを収めており、板によつては、江戸時代、西本願寺末寺であつた興正寺門主の消息をも含んでいる。伝本稀で、後世への影響もほとんど確認できず、現在の真宗史上でも研究の俎上に上がらない書物である。

ただし、近世出版史から見ればユニークな版本と言える。結論を先に言えば、その内容に関わらず、それが「出版されたもの」であるが故に、真宗屈指の碩学の僧の運命を變えるきっかけとなり、さらには当時の西本願寺教団にも影響を与えかねなかつた書物であることが指摘できるのであ

る。

筆者は以前、興正寺が行つた聖教出版として『真宗法彙』一巻について論じたことがあつた¹⁾。その中で、当該本は大きく分けて二種類が存在することを指摘した。天明七年（一七八七）十二月に刊行された慶証寺の玄智が編んだものと、西本願寺末寺であつた興正寺が寛政元年（一七八九）に刊行したものである。両書は体裁も非常によく似ており、関連があると思われるが、当時はそれを解明できなかった。そこで本稿では、両書の出版経緯について明らかにした。その上で、当時の西本願寺にとつて二種類の『真宗法彙』がどのような存在であつたか、さらには聖教を開板（印刷の原版である板木を新しく作製すること）することが近世社会においてどのような意義があつたのかの一端を示そうと思う。

なお、引用文献の翻刻は筆者が行った。その際、漢字を通行のものに改め、合字は開き、私に句読点を付している。さらに、全文を紹介する必要があると思われるので、末尾に慶証寺玄智の弁明書の翻刻を付している。

二種類の『真宗法彙』

開板の経緯と動機

まず、二種類の『真宗法彙』について、それぞれの出版経緯を説明する。二種類のうち、先に開板されたのは玄智が編纂した『真宗法彙』であった。玄智は、享保十九年（一七三四）生まれ、寛政六年（一七九四）没、本願寺派の僧侶である。字を影耀、若瀛といい、号は孝徳坊、曇華室。河内国に生まれ、西本願寺の檀林である学林の高僧僧樸に師事して西本願寺寺内町にある慶証寺玄智の嗣となり、同寺の七世となって本山（西本願寺）の法要などを行う御堂衆（当時は堂達と呼ばれた）をつとめた学僧である。宗史の研究者として比する者なく、また聖教の研究においても当時最高の学力を持つとされた人物のひとりである。著書も豊富で、本願寺派を中心に真宗史を記した『大谷本

願寺通記』十五卷や『教行信証』の研究書『本典光融録』四十巻をはじめ、真宗高田派の発行した祖師伝の註釈書を批判した『非正統伝』一卷といった論破書もある。

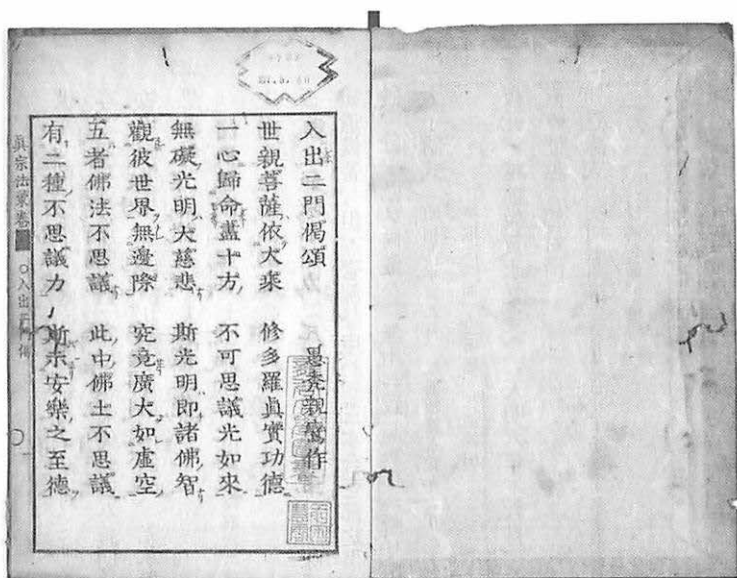
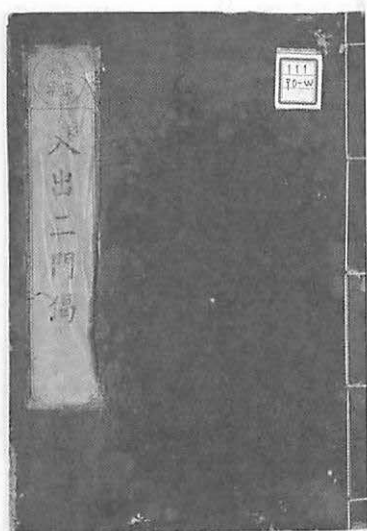
『真宗法彙』を編集していた頃までには、玄智は真宗依用の經典『浄土三部経』を校訂し、新刻した実績があった^②。また、同書の編纂はやがて西本願寺へ板木を献上する予定の祖師親鸞の伝記『御伝鈔』の校訂・新刻作業と並行し行われており、その学力はもちろん、本山の信頼も篤く、さらには当時の出版事情も熟知していた玄智の実力が知られる。

『真宗法彙』の開板経緯については、『御伝鈔藏版一件記録』^③にある。以前、拙稿で取り上げたが、再度検討してみたい。

まず、『真宗法彙』に収録されている聖教は、『愚禿鈔』、『浄土文類聚鈔』、『入出二門偈』、『両師講式』、『吉水講式』、『聖徳太子講式』、『祖師講式』、『歎徳文』、『祖像贊銘』の九点である。図一の『真宗法彙』冒頭部が示すとおり、本文には訓点や清濁（。や。）で示されている、清濁を示す記号「。」が濁点を示す^④が記され、読み方が提示されていることが分かる。これらはいずれも短い聖

教類で、『愚禿鈔』以外は勤行などで僧侶が音読するものであった。御堂衆として本山の聖教の読み方に精通していた玄智は、すでに『浄土三部経』を校訂、新刻していた。加えて『真宗法集』の開板準備は、毎年の報恩講で拝読される『御伝鈔』の校訂・新刻作業と並行していたこととも併せると、玄智には、西本願寺教団の頂点として、本山が正式な聖教の読み方を示すべきとの考えがあったと推定される。

なお、唱読用でない『愚禿鈔』が入っているのは、同書



図一 『真宗法集』（龍谷大学大谷図書館所蔵 請求記号一一一／七〇-W／一）

が古くから『浄土文類聚鈔』、『入出二門偈』と合わせて一冊とされて刊行されていたため、板株（版株とも。版權のこと。ただし現在の版權よりも強力で、永久的に権利が保障された）が他の二点と分ちがたかったものと思われる。

板木の行方

『真宗法彙』開板にあたって、問題になるのが板株であった。当時の出版法では、先に同じものが出版されていた場合は、その板株が優先され、後からのものは開板できない決まりであった。後から出版されたものが先に出版されたものとはほぼ全て重複していた場合を重板といい、一部同じであるものを類板と呼んで、いずれも違法とされた。このため、玄智には、先の九点の聖教について、先に開板した者がいる場合は交渉して板株を入手した上で、新しく開板することを奉行所に申請し、また先板が無い場合は自らが板株の申請をする必要があった。次に挙げるのは、『御伝鈔藏版一件記録』に納められた玄智が本山へ提出したとみられる文書で、玄智自らが校訂した本の板株についての覚え書きの写しである。

板元書林江相對之覚

一 御伝

天明三年卯五月、土屋伊予守殿役所へ、慶證寺直々願出、段々御吟味之上、板行御免。

板元、東六条丁子屋九郎右衛門江相對、証文別紙、写之通二御座候、猶又、当春永代板賃為渡切、銀百牧申請度旨、舛屋清兵衛より申来候故、先承置候、一愚禿鈔、文類聚鈔、入出二門偈

天明七年未十一月十日、永田調兵衛取次二而、西役所へ願、御免。

板元、右九郎右衛門へ留板遣、老部二付正味銀三匁宛遣候筈、但、老部与申ハ、三本合老部之事二御座候、分チ弘メ候儀ハ、無用二致し候様二断リ申来候。一 太子講式 明和九年辰五月、越前敦賀永覚寺より、丁子屋庄兵衛取次二而、役所願、相済候出。

板元、越前敦賀永覚寺へ、天明六年午六月、慶證寺直々罷越、相對済。

一 知恩講式 天明七年未十二月五日、丁子屋庄兵衛取次二而、西役所へ願、御免。

右、本屋元株無之由。

一 報恩講式 天明五年巳十二月五日、丁子屋庄兵衛取次二而、東役所へ願、御免。

板元、丁子屋庄兵衛所持之式文翼賛板木、引當として金子取替遣候而、表向ハ買取之分、尤、追而訣立可仕筈。

一歎徳文

天明八年申八月廿二日、永田調兵衛取次ニ而、東役所へ願、御免。

板元、寺町吉野屋為八江相應之代り、写本遣候筈、相對。

一祖像賛銘 右、同断、

右、本屋ニ似寄候株有之候得共、不及相對事済。

惣而、本屋より開板願、相済候分ハ、本屋ニ而別板流行仕候段は、真宗法要之通、當方より差構不申儀ニ御座候。

(傍線筆者)

【御伝鈔】および【真宗法彙】収載の九点の聖教の板株を新たに開板するにあたり、傍線部にあるように【御伝鈔】のみは慶証寺こと玄智自らが役所へ出願している。これは、同書の板木がいずれ本山へ献上され、西本願寺依用の聖教として本山より弘通（ぐづう）。「弘通」は、本来は仏法を広めることだが、聖教類などを頒布させる際にも使用され

る）される「御蔵板」本に加えられる予定であつたためと察せられる。

しかし、それ以外、つまり【真宗法彙】収載の聖教の開板申請については、西本願寺に馴染みのあつた老舗書林永田調兵衛や西本願寺の寺内町の書林丁子屋庄兵衛といった、本屋による申請で出願し、興正寺が蔵板を旨指した【御伝鈔】よりは格下の手続きをしている。本山にとつては【御伝鈔】の蔵板こそが目的であつて、【真宗法彙】は付随的な位置にあつたことを示すものと思われる。

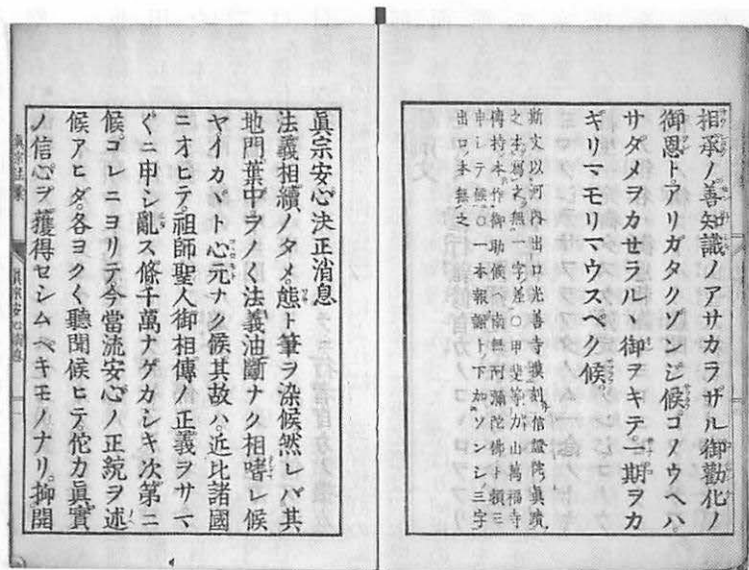
【御伝鈔蔵版一件記録】によれば、玄智校訂の【浄土三部経】も「是迄三部経、礼賛等、蔵板之節は、本屋取次ニ而、無造作ニ相済候得共」とあつて、やはり同様の出願形態を採っている。興正寺が【浄土三部経】の蔵板を計画していないことが直接の理由であろう。【三部経】にせよ【真宗法彙】にせよ、興正寺が計画したものではなかった。玄智は両書に正しい読み方を示す目的で、こうした開板事業を企画したものと思われる。

こうして十全の用意を以て開板された同書であつたが、天明八年（一七八八）正月に起こつた天明の大火により、【御伝鈔】の板木とともに焼失した。焼け残つたのは、【御

伝鈔』の「外題小板壹枚」だけであつた。ただし、板木は焼けても焼株として権利は残っているため、その旨を出入の書林永田調兵衛と共に本山へ報告している。また、二〇年以上前の明和二年に開板された玄智校訂『浄土三部経』は町板同様の流布であつたから、慶証寺にはほとんどの板木を置いていなかったものと推定される。

この際に失われた玄智編『真宗法彙』の板木は、その後二度と再刻されることはなかった。

興正寺編『真宗法彙』の開板



図二 『真宗法彙』（龍谷大学大宮図書館所蔵 請求記号一〇三/三〇-W/一）

玄智の『真宗法彙』刊行から三年後の寛政元年（二七八九）、今度は興正寺が同名の書を開板する。内容は、浄土宗の開祖法然の著作『二枚起請文』、法然著作とされた『興御書』（現在は偽書とされる）、本願寺中興の祖である蓮如の作と伝えられる『領解文』（別名『改悔文』）および、興正寺門主が西本願寺学林の学説を批判した興正寺門主の消息『真宗安心決正消息』の四点から成るが、別に『十二礼』や『後出弥陀偈』など、非常に短い聖教を収録したものも存在する。いずれも、玄智編集のものと同じく、消濁など読みを付している（図二）。

すでに前稿で触れたが、この時期は、後に三業惑乱と呼ばれ西本願寺教団だけでなく、他派にも及ぶ大規模な教学論争の勃発前夜であり、西本願寺教団の統治に動揺が見え始めた時期であった。そのような時期に当時末寺であった興正寺から聖教が開板されたのである。しかも、三業惑乱で問題視された聖教である『領解文』と、本山（西本願寺）の学説を批判した『真宗安心決正消息』を盛り込んでいる。興正寺が、聖教を開板し、かつ西本願寺の学説を批判すること、自らの存在感を高めて本山として振る舞おうとしたことは明らかである。

元々、明和二年（一七六五）に西本願寺御蔵板としては最も長大な仮名聖教集『真宗法要』が開板されていた。これは巷にあふれる町板に誤りの多いことを受けて、これを正し、本山の權威で以て弘通したものである。この出版事業を受けて、末寺という立場を嫌っていた興正寺は聖教蔵板に乗り出す。まずは『教行信証』と『六要鈔』の板株を蔵板しようとしたが、西本願寺に阻止され、次に『御伝鈔』株を求めたものの、これも西本願寺の僧玄智が開板してしまった。こうした経緯を踏まえれば、興正寺にとってはついに積年の計画であった聖教蔵板が実現したことになる。

所化の動揺

興正寺による『真宗法彙』の刊行は、西本願寺の修学機関である学林の所化（学林で教えを受ける僧侶）を動揺させ、西本願寺へ出版差し止めの申請がなされた。その際の文書を控えた寛政二年（一八〇〇）頃の資料が『真宗法彙及夏中勸諭消息開版一件』である。すでに翻刻・発表しているので省略するが、学林の所化等によれば、これまでも興正寺門主の法高は『真宗安心決正消息』を門末に授与しており、また使僧に演説をさせて、当本山とは異なる教義

を広めていたという。そのような中で、『真宗法彙』なる本が開板されたことは、諸国の門末の信仰に関わることであると、その影響の大きいことを訴えた。

これを受けて、西本願寺も興正寺版『真宗法彙』を問題視し、その出版経緯についても調査がなされたようである。同資料には、興正寺版『真宗法彙』の印刷・製本に関わった書林永田調兵衛の詫び状が入られている。日付は寛政二年九月である。同書はこの際に西本願寺の圧力によって絶板（違法出版への処分のひとつ。板木を壊し、後の出版を絶つこと）とされたものか、玄智の『真宗法彙』同様、伝本は少ない。

以上が、二種類の『真宗法彙』の開板経緯である。

『真宗法彙』の板株をめぐる

一 玄智の窮状

さて、こうした事件と前後して、本山からの玄智の処遇も大きく変化した。天明の大火によって住職を務める慶証寺も被災し、板木だけでなく家財も失い、生活は困窮していた。それにも関わらず、将来御蔵板になるはずであった

『御伝鈔』や『真宗法彙』の新規開板にかかった諸経費それぞれ約銀六百匁、八百匁を玄智自らが立て替えていたが、これを西本願寺は未払いのままにしていた。『御伝鈔蔵版一件記録』によれば、玄智が窮状を訴えるため、天明の大火が起こった年の六月、本山役人宛に入用金の嘆願書を提出している。

以手紙、致啓上候。然は、去冬已来、段々及御引合候御傳記、其外真名御聖教類之板木、弥御殿へ相納り可申筈之處、彼是与隙取之内、當春大火之節、焼失仕、多年之辛勞空敷相成、如ケ計殘念奉存候。就夫、拙寺儀、居宅掛屋敷等、不殘類焼仕、一向取續難出来、甚當惑仕候付、何卒、右印板入用取替申上置候分、御憐愍を以、拝借被仰付被下候様、奉願度候。併、右体之儀、御取扱も難被成下、且又、板木急ニ御入用ニも、無御座趣ニも候ハ、外ニ右板木之株、所望之仁有之候得は、譲り遣候様ニ仕度候。此段、苦ケル間敷候哉、ケ様之筋御伺申上候段、奉恐入候得共、何分身上難渋仕候付、無慥、貴公様迄、御内々申上候間、御推察之上、宜御勘考被仰上被下候様、奉頼候。

以上。

六月十四日（以下略）

前半で、『御伝鈔』および『真宗法彙』の板木を本山へ納めようとしていたところ、天明の大火での被災によって「多年之辛勞空敷相成、如ケ計残念奉存候」と歎き、また寺ばかりでなく庫裡（住居している建物）などまで残らず焼けてしまい、生活が立ちゆかないと述べ、『御伝鈔』や『真宗法彙』の板木制作費用の立て替え分を「拝借」願えないかと訴えている。なぜ支払いではなく借り入れにしているのかは不明である。実際に、非常に困窮していたように、『御伝鈔』や『真宗法彙』は差し迫って必要なものではないから、「所望之仁有之候得は、譲り遣候様ニ仕度候、此段、苦ケル間敷候哉」と、他へ板木を売り渡す意志さえ見せている。

右のような窮状であったが、さらに不幸が続いた。寛政元年（一七九九）、本山の命を受け編纂した西本願寺の歴史書『大谷本願寺通紀』十五巻の一部「宗主伝」が本山によって流布が停止され、玄智自身も隠居と称されるものの、事実上の閉門の処遇を受けた。玄智は名譽を回復できないまま寛政六年十月に六十一歳で没する。本山からのこのような処遇の理由は不明瞭であったが、「本山にとってはゆ

るがせにできないと認識するような行動が玄智にはあったよう」である。

二 玄智の弁明

本山の「宗主伝」停止命令以降、自身の病氣ということもあり、玄智は寛政四年九月、本山に弁明書を提出した。その中に『真宗法彙』板株に関する記述があるので、その部分を左に掲げる。

（前略）

一 右事之根源与相成真宗法彙与申書ハ、元来拙寺藏板
二 而候得共、御憐学頭実相庵所望ニ付、譲遣申候処、
彼御方之新御書与申を刻足し、藏板与相成、戊正月
以来出入之本屋ニ而摺仕立、諸国江流行仕候段者、
諸人見聞之事ニ候（以下略）

これまでの不遇の「根源与相成」った『真宗法彙』について、その焼株を「御憐学頭実相庵」すなわち興正寺の学頭実相庵大麟が所望したので売り渡したという。そこで大麟は、「新御書」すなわち興正寺門主の消息である『安心決正消息』を彫り足して懇意にしていたという本屋に印刷製本させ、流布させてしまったのだった。つまり、玄智

が編纂した『真宗法彙』の焼株を購入し、興正寺の元で新刻開板したものが興正寺編『真宗法彙』といふことになる。玄智が編纂したものと題号が同じであったのは、株が同じであったからであつた。この弁明書で、玄智は大隣を「年来同心之学友」であると述べており、立場を越えて長い親交があつたことが窺われ、こうしたことが板株の売却に繋がつたと考えられる。

玄智にとつて見れば、本山からの支払いが遅れる中、株の売却はやむを得なかつたものと思われる。また、正しい読み方を示すために作つた本であるから、興正寺側に渡つても勤行や学問に資するのみと考へた可能性もある。しかし、実際は先に述べたように、三業惑乱の前に興正寺の立場を明確にし、本山として振る舞うための書という、政治的性格の強い書物として刊行されたのだつた。

玄智はまた、同じ弁明書の中で、自らが行つた興正寺への対応によつて西本願寺に資することが大きかつた旨を述べている。該當箇所を左に掲げる。

（前略）其外、彼御方（興正寺）ニ而講中より五帖御文章新板之願茂仕候由故、実相庵江申聞、出来不申様取斗、又「御伝記」藏板企之節ハ、別而蒙仰候事故、

早速書林江引合、公辺江願出、御当方御藏板ニ相成、真名御聖教類之御藏板迄茂同断ニ相済、且又他所ニ而御文章類板之儀も承及次第段之注進申上、彼是と寸志之忠勤を尽し候処、右体之事より汚名を得、旧功を没し候段、心外之至、御賢察可被成下候。

まず、興正寺を支える講が「御文」を刊行しようと企てた際には、玄智は大隣にそれをやめるよう説得したことが記されている。「御文」（『御文章』とも称される）は本願寺教団中興の祖と称される本願寺八代門主蓮如の消息の中から、とくに教義に関するものを五帖にまとめたものを指す。蓮如以後、教化の中心に位置づけられ、歴代の門主が門末へ授与することが慣例とされた。十代門主証如の時には開板され、以後の門主も主として板本で弘通を行つてきた。すなわち、「御文」の開板は本山としての行為であり、「教行信証」や「御伝鈔」藏板のように、末寺が開板することは西本願寺にとつて看過できないものであつた。後半では、玄智は「他所ニ而御文章類板」も見つけ次第本山へ報告してきたとあり、普段から出版に関して本山へ情報をもたらしつていたことを想像させる。このように「忠勤を尽く」してきたにも関わらず、「真宗法彙」の一件ゆえに「汚

名を得」てしまったと歎いている。

本屋との主張の相違

さらに玄智の立場を悪くしたのは、関わった本屋たちの行動であった。先に挙げた弁明書には、印刷・製本の経緯も書かれている。

（前略）然二、板摺之儀、余人二茂為致度由、実相庵
噂申候付、拙寺江出入仕候板摺久兵衛と申者二其体仕
候処、久兵衛、早速実相庵江罷越、受取摺立仕立之儀
迄請込、同人兄永田調兵衛江為致候由二候故、於御寺
内、右仕立如何と調兵衛へ申聞候得共、私方二階ニ於
而仕立候得者、外人見聞可仕様無之段、申答候て、両
人申合、新本出来仕候事二候。然ル処、御殿江其如ケ
様ニ相聞へ申候哉、右御尋之節、久兵衛・調兵衛兩人
共罷出、口上書差出候由故、拙僧より茂委細訳合口書
を以申達度旨申入候得共、法中之儀者格別候、今夕ハ
右兩人斗との事故、先差控候江、罷在候。其後、承候
得者、兩人口書二慶証寺より被頼候付、摺仕立仕候段、
認出シ候由ニ御座候。（以下略）
板株を取得した大麟が印刷を信頼できる者に任せたい意

【真宗法彙】の出版経緯と聖教蔵板の意義

向を示したので、玄智は懇意にしている板摺職人の久兵衛
という者を紹介した。この久兵衛は、この時までには寺内
町に越してきていた永田調兵衛の弟である。久兵衛は兄の
永田とともに印刷・製本に取り掛かった。それについて、
玄智は興正寺の本を「於御寺内、右仕立如何」と寺内町で
行うことを遠慮するよう注意したが、永田は「私方二階ニ
於」いて仕立てるので「外人見聞可仕様無之段、申答」え
て取り掛かってしまった。しかも、事が露見すると、兄弟
は口上書を提出し「慶証寺より（合）被頼候付、摺仕立仕
候」と訴えたという。同文書の以下の部分では、印刷・製
本は久兵衛らが、大麟から直に請け負ったにも関わらず、久
兵衛らは、本山に玄智から依頼されたと主張したというこ
とが述べられている。

参考までに、『御伝鈔蔵版一件記録』に収められた、永
田調兵衛が寛政二年九月に本山へ出した詫び状の冒頭部を
左に掲げる。

乍恐御尋ニ付申上候

一真宗法彙并消息と申新板もの摺立之儀、慶証寺様御
噂有之、私縁類共之内久兵衛と申もの、実相庵と申
御方ニ而摺立仕候付、則摺仕立之義私商売体之儀ニ

付、久兵衛より申次二而実相庵御方より請取、百部摺上ヶ（以下略）

右によれば、興正寺編『真宗法彙』は、興正寺門主の消息付きで新規に板木が作られたが、その際の印刷・製本は慶証寺玄智からの「噂」で久兵衛が請け負ったとある。「噂」の意味は正確に取りかねるものの、少なくとも玄智側からの依頼であったと主張しており、玄智と本屋との主張は一種の水掛け論の様相を呈している。

いずれにせよ処罰されたのは玄智であった。永田調兵衛は通り一遍の詫び状を出して後、本山から何らかの処分があった記録はない。

本山が聖教を弘通する意味

本山による聖教蔵板

弁明書には「法彙」以外にも、「御安心筋二付、心得違茂仕居候様申成輩も有之候由」と、当時の「安心」（あんじん。信心）つまり教化の根本に関する誤解にも触れており、真宗史の上から重要と思われるが、本稿ではあくまで出版に関係することのみを追うものとし、内容には踏み

込まない。だが、前述の『真宗法彙』に関する弁明とともに、玄智が安心について触れていることは考えなくてはならない。

折しも、この頃は「三業惑乱」としては、なお初期に属し、『帰命弁』への論難書が「二現れ初（マ、マ、マ）めた頃である⁹²。（マ、記号筆者）」惑乱に対する緊張感の中で、玄智の校訂作業は進められていた点が指摘できる。このような時期に、本来は末寺であるはずの興正寺は本山として振る舞うべく、聖教の蔵板を試みたのであった。そして、その都度、本山や玄智に阻まれてきた。しかし、玄智が西本願寺の聖教の読み方として示した『真宗法彙』の板株を以て、ついに興正寺が聖教を開板するに至る。

『教行信証』、『六要鈔』および『御伝鈔』の蔵板過程を見ていくと、もはや末寺の聖教出版を阻止すること自体が目的化し、御蔵板本の嚆矢である『真宗法要』のように町板の誤りを正すといった学術的なことなど二の次であったことが知られる。聖教を開板することこそが、本山のあるべき姿と認識された結果であろう。

「本には身分がある」とは故宗政五十緒氏の有名な言葉であるが、近世社会においては、いかなるものにも身分が

付与されている。書物にも当然それはあり、中でも仏書（仏教関係書籍）はもともと物の本という、本の中で上位に分類される書物である。そして、数ある仏書の中でも聖教こそは最上位のものであろう。

こうした最も位の高い書籍は、本山こそ管理すべきである。西本願寺が明和二年（一七六五）に開板した仮名聖教集『真宗法要』は、まさに近世的な身分を体現した書物と言えるだろう。本山が聖教を掌握し、門末に弘通させることは、単なる学術利用だけでなく、教団の統治を支えたと思像される。つまり、聖教の蔵板・弘通は、書物による教団の統治なのである。興正寺が繰り返し聖教蔵板を試みた理由はそこにあるだろう。

聖教出版という手段

また一方で、興正寺の『真宗法彙』は、聖教の正しい読みを示そうとした玄智のそれに比べて内容が大幅に改変され、政治色の強い性質のものになっている。末寺である興正寺に聖教出版の機会を与えてしまったことだけでも本山には衝撃的であったと思像される。それに加えて、三業惑乱の影響も迫り、本山の権威が問われる中、前述の通りそ

の内容は極めて西本願寺に不都合なものであった。

玄智はすでに『浄土三部経』を校訂し開板していたが、これは真宗固有の聖教というわけではない。だが『真宗法彙』は、たとえ読みを正すための書であったとしても、まぎれもない真宗の聖教集であった。その板株を入手した興正寺は、再刊にあたり、『真宗法彙』という題名と、読みを記した聖教集であるという規定までは、出版の慣例上変更できなかったのだらう。しかし、内容の変更は自由であったと思われる、『興御書』や法然の『二枚起請文』といった聖教を入れ、消息を付して再刻した。すでに拙稿で触れたが、『興御書』や『二枚起請文』は真宗固有の聖教ではないものの真宗と関係が深く、当時は盛んに注釈書が出されるなど注目されていた書物であった。興正寺が自らの存在感を高める意図があったと推測される。

聖教を開板することで本山として振る舞いながらも、西本願寺に対抗する内容を盛り込んでおり、興正寺の意欲と巧みさが見えると同時に、西本願寺にとって聖教出版という手段がいかに重要であったかが窺われる。

おわりに

明和二年（一七六五）刊『真宗法要』は、西本願寺にとつて本山による統治を示す象徴であつたろう。すなわち、いかなるものにも身分が付与され、それによる統治が確立していた近世期にあつて、本の身分として最高位に位置する聖教こそ、本山が掌握すべきものであつた。それ故に、『真宗法要』の出現は上昇志向のある末寺を刺激することとなり、興正寺は聖教の蔵板を度々試みるようになった。本山である西本願寺としては、教団の統治を揺るがす事態であつたため、その都度興正寺の動きを阻止した。

逆に言うと、この時期、興正寺の聖教の板株購入を阻止するためにしか、西本願寺は御蔵板を進めていない。しかし、そのような状況の中、玄智は聖教の正しい読みを提示すべく、『浄土三部經』に続いて新しい聖教集『真宗法彙』を開板した。この板株が興正寺に渡った結果、興正寺は題名と読みを記した聖教集ということのみ同じで、内容は自らの主義主張に置き換えた聖教集を開板するに至つたと推定される。玄智が本山より幽閉に近い処遇を受けたのは、

上記のような極めて政治的な事情を背負つた出版問題が原因のひとつと考えられる。

なお、興正寺の『真宗法彙』の出版において、直接的に関わつた本屋に何ら処罰がないのは意外であつた。とくに、永田調兵衛はこの後も商売を続け、本山の御蔵板本を扱う「御蔵板支配人」となつていく。彼らはあくまで本屋という自律的な存在であり、本山の統治の外と認識されていたようであるが、詳しくは稿を改めたい。

〔翻刻〕『記事珠』寛政四年九月玄智弁明書写

〈凡例〉

当該資料は、本願寺史料研究所保管『記事珠』（外題には「寛政四年壬子年九月記事珠 鏡鑑省」）の中で、寛政四年九月の記事の中から慶証寺玄智に関するものふたつ、すなわち九月十一日および九月二十三日のふたつの項に書き留められた、玄智提出書状の写しを翻刻したものである。『真宗法彙』など出版関係の事柄はもちろん、玄智の幅広

い交遊関係など、この時期の真宗史の解明の一助となることと考える。翻刻にあたってはできるだけ原本の文字や体裁を用いるよう心がけたが、以下の点は原本の通りではない。

。句読点を私に付した。

。異体字は通行のものに改め、合字は開いて表記した。

。旧字体は、現行の文字に改めた。

〔寛政四年九月十一日の項、玄智提出の弁明書の写し〕

一 先達而より御差止メ被置候慶証寺より

左之通書付差出ス。

乍恐御歎申上候覚

一 去々年戌九月廿六日、於町役所御隣藏板真宗法彙流一行之儀二付、御尋之趣有之候上、猶又御糺之儀有之候由二而、他未留被仰付、其後段々御歎書等差出候得共、何之御沙汰茂無之候処、又当年五月廿二日、御尋之儀有之候由二而、右御尋中御構之内二被差置候而、今以何等之被仰聞茂無御座候。不定之露命、弥老病之身分二候得者、乍蒙御不審一言之申開仕候

時節も無之、若此俟二而相果申候而ハ外聞実儀共相済不申候付、存念之及候 ノ分、荒増申上候間、宜御賢察可被成下候。

一 右事之根源与相成真宗法彙与申書ハ、元来拙寺藏板二而候得共、御憐学頭実相庵所望二付、譲遣申候処、彼御方之新御書与申を刻足し、藏板与相成、戊正月以来出入之本屋二而摺仕立、諸国江流行仕候段者、諸人見聞之事二候。然二、板摺之儀、余人二茂為致度由、実相庵囀申候付、拙寺江出入仕候板摺久兵衛と申者二其体仕候処、久兵衛、早速実相庵江罷越、受取摺立仕立之儀迄請込、同人兄永田調兵衛江為致候由二候故、於御寺内、右仕立如何と調兵衛へ申聞候得共、私方二階二於而仕立候得者、外人見聞可仕様無之段、申答候て、兩人申合、新本出来仕候事二候。然ル処、御殿江其如ケ様二相聞へ申候哉、右御尋之節、久兵衛・調兵衛兩人共罷出、口上書差出候由故、拙僧より茂委細訳合口書を以申達度旨申入候得共、法中之儀者格別候、今夕ハ右兩人斗との事故、先差控候江、罷在候。其後、承候得者、兩人口書二慶証寺より被頼候付、摺仕立仕候段、認出シ候由二

御座候。拙僧よりハ右之通久兵衛江噉仕候迄二而、頼候と申二而ハ無之、調兵衛仕立之儀ハ如何与差止メ申候得共、承引不仕、兩人共直ニ実相庵江罷越、請取摺仕立仕候儀ニ御座候処、慶証寺より頼ミと書上候段、相違之事ニ而、畢竟右体ニ調兵衛堅ク乍申、自家より事を漏し、御尋ニ及ヒ候而、身拔之為ニ却而慶証寺頼与申立候と推察仕候。依之、右御糺之節ハ、委細可申上与相待罷在候。三年以来難洪仕候上、種々風説に預り候茂、右口書より事起候得者、此段被聞召分被下候様、奉願候。猶又、右之次第二候得者、真宗法彙藏板茂如何敷被思召候ハ、実相庵婦京仕候ハ、何卒板木買戻し差上申度存念罷在候。

一 実相庵儀者、年来同心之学友ニ而、近来御隣ニ於而御用被有之候ニ付、内々承り試ミ候処、他山ニ而御得度之諫言申上、又先門様御葬送御供之儀を御動メ申、又御中陰間御焼番之儀取斗候等之事共、随分本末之筋合相心得居候様ニ相見ヘ是又自然内聞等之御用ニ相立候儀も可有之哉と存候俟、不相替付合申候得共、是以法門筋斗ニ而世辺公事出入之儀ニ相拘り候事者一切無之候。当春以来江戸ニ罷在、御法義筋

抔申立候歟与察入候付、近来鎮西流異論公裁之例を引候而、御安心筋も御和融所希候旨、一応申遣候迄ニ而、其返書茂所持仕候。其外書状差登候得共、返書ハ遣不申候。近此其御隣ト御家中ヘ状通等御停止之由、当五月初而承り之。夫迄ハ一向存知不仕候付、右程之儀ハ言及候迄御座候。惣而御隣老件ニ付、江戸紀州ノ加州等、何角引請候而、御用動候段者、兼而御存知可被下と奉存候。其外、彼御方ニ而講中より五帖御文章新板之願茂仕候由故、実相庵江戸聞、出来不申様取斗、又御伝記藏板企之節ハ、別而蒙仰候事故、早速書林江引合、公辺江願出、御当方御藏板ニ相成真名御聖教類之御藏板迄茂同断ニ相濟、且又他所ニ而御文章類板之儀も承及次第段之注進申上、彼是と寸志之忠勤を尽し候処、右体之事より汚名を得、旧功を没し候段、心外之至、御賢察可被成下候。

一 御安心筋ニ付、心得違茂仕居候様申成輩も有之候由、兼而承及候得者、御殿江茂如何体ニ相聞候哉と無覺束奉存候。乍無調法、数十年来 御堂并諸国御使輪番相勤、御門下教化仕、殊ニ先年 御忌初夜、法談

相勤候節者、別段達御聴御褒美被成下、勿論平常少々之是家共も教化仕候得ハ、心得違可仕共、不奉存候。然二近年一味平等之御安心ニ付、所々異論有之候者、諾二狂るをためて直二過ると申類ニ而、此二少之違、水火之諍と相成候哉と、推察仕候。右御隣ト新御書と申茂御安心之趣ハ相違無之様ニ奉存候。愚案之趣ハ異論和合為致度存念ニ而、先年考信録之内ニも粗記し御殿江も差上置、猶又近来憚他見候得共、存寄集記仕置候一冊も御座候。仰智智洞、円珠、北天、大慶、勿照其外諸法友出会之節ハ、每度評談仕候処、何茂愚案と相違茂無御座候。併、御安心之儀ハ、自他來世之昇証ニ拘り候。一大事ニ候得者、若思召ニ不相叶儀茂御座候ハ、幾重ニも相改可被成下候。右等之外ニ茂、訴人抔有之候而何等御不審儀茂御座候ハ、逐一御糺被下候様仕度候。ケ様ニ永々御苦勞ニ相成候段、奉忍入、且又、兼而鬱滯之病氣ニ罷在程ニ、服藥仕候得共、相勝不申、医師茂容易ニハ開け申間敷旨申聞候。多年修學之所詮ニハ諸法友へ談合し、一宗古今之釈義を集而大成し、後代之龜鑑ニ相備り候著述之存志ニ而、最早式

十卷出來仕、殘拾卷斗相成、何卒存命之内ニ成就仕度、念願候処、中途ニ而廢退仕候段も残念至極奉存候。其上三ヶ年来難渋ニ付、親類、且家共茂程之痛心仕、類焼以後、困窮之處、少し法用茂他寺相頼候而ハ助成茂無之、朝夕取続茂難出來、家族共茂迷惑仕候事ニ候間、此等之趣、具ニ被仰上、最早老裏仕、余命茂無之候得者、御憐愍を以而、早速被及御沙汰、御免許被成下候様、偏ニ奉願候。以上。

九月

慶証寺

玄智印

御役所」

〈寛政四年九月二十三日の項、玄智嘆願書の写し〉

一慶証寺より左之通書付差出ス。

奉願口上

一先達而 御開山聖人御伝記、其外真名御聖教九部御藏板之掛り被仰付、書林板元応対 公辺願上無滞相濟、御入用金都合式拾五両取替申上置候内、去申十二月、拾両拝借仕候、委細日記勘定書等、段々差

上置候通ニ御座候。其後者近来之仕合ニ候処、申上候儀も差控罷在候得共、いつ迄茂此俣ニ仕置候而も相濟不申、後々却而御苦勞ニ相成候茂難斗。其上、拙寺類焼以来、難洪弥三ヶ年来之籠居、旁甚困窮仕法衣・書籍・板木・家具之類迄売払漸朝夕取続仕候風情ニ候得者、何卒御救、旁右殘金拾五兩御渡被下候而、預り置候元株之板木等、書付類茂差上事濟埒付候様御取斗奉願候間、此段宜被仰上可被下候。以上。

子

慶証寺

九月

玄智書判

御役所」

注

- (1) 注 (1) 拙稿「興正寺の聖教出版活動」『書物・出版と社会変容』十三号 書物・出版と社会変容研究会 二〇一二年
- (2) 玄智校訂本および西本願寺依用の『三部経』に関しては、堀祐彰「本願寺蔵版『浄土三部経』の特徴について」(龍

谷教学』五一号 龍谷教学会誌 二〇一六年七月)に詳し

い)

- (3) 龍谷大学大宮図書館所蔵 請求記号〇二二・二五七・一。翻刻は拙稿「御伝鈔蔵版一件記録」翻刻と紹介」(『書物・出版と社会変容』十号 書物・出版と社会変容研究会 二〇一一年)

- (4) 前掲論文①

- (5) 「教行信証」や「六要鈔」の蔵板については、拙稿「真宗法要」開版以後の御蔵版の状況」(龍谷大学国文学会「国文学論叢」第五十五輯(二〇一〇年二月)を参照されたい。

- (6) 龍谷大学大宮図書館所蔵 請求記号〇二二・二九四・一

- (7) 拙稿「真宗法要及夏中勸諭消息開版一件」翻刻と解題」『古典文藝論叢』第四号 文藝談話会 二〇一二年三月

- (8) 歩弥紡「近世の本願寺史家としての慶証寺玄智」本願寺史料研究所報 第五十一 二〇一六年七月

- (9) 教学伝道研究センター編「浄土真宗聖典―註釈版第二版―」本願寺出版社 三九五頁

- (10) 前掲論文①

(龍谷大学非常勤講師/日本学術振興会特別研究員(PD))